

議員提出議案第53号

永原譲二大任町長の田川市議会に対する不当な政治的介入に関する抗議の  
決議について

上記議案を田川市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年12月18日

提出者	田川市議会議員	佐藤俊一
賛成者	〃	柿田孝子
〃	〃	村吉勇介
〃	〃	榊原大祐
〃	〃	香月隆一
〃	〃	石松和幸
〃	〃	梶原みつ子
〃	〃	原田誠
〃	〃	小林義憲

理由

田川市議会は、日本国憲法第92条に規定される地方自治の本旨に反する永原譲二大任町長からの抗議及び要求について、撤回を求めるとともに、本市議会の自律権を守るため、今後本市議会に対する一切の不当な介入を行わないよう永原大任町長に厳重に抗議することを決議し、別紙決議文を永原大任町長に送付するものである。

## 永原譲二大任町長の田川市議会に対する不当な政治的介入に関する抗議の決議（案）

2025年10月1日付で永原譲二大任町長から田川市議会に対し、『「情報公開請求にかかる個人情報漏えいの調査に関する決議」に対する嚴重な抗議及び要求について』が発出された。

その内容は、市議会の決議について、越権行為であり断じて容認できない、また、市議会の意思決定を自ら覆す深刻な自己矛盾があり、市議会としての意思決定の一貫性に大きな疑念を抱かせるなどとして、市議会の議決に抗議するものであった。

その上で、第一に、本会議及び特別委員会における議員及び委員の発言を議事録から削除すること、第二に、市議会として正式に謝罪すること、第三に、抗議及び要求の真意と見解を永原大任町長が市議会に直接説明する機会を設けることなどを要求するという、市議会の議決を否定するものであった。

この永原大任町長からの抗議及び要求は、法令上何らの権限を有しない立場から、本市議会に対して影響を及ぼそうとするものであり、地方自治の本旨に反する不当な介入と言わざるを得ない。

市議会において正当なプロセスで議決された決議に対する永原大任町長からの抗議及び要求こそが越権行為であり、政治的圧力によって市議会の自律権を侵害するものである。

以上のことから、田川市議会は、日本国憲法第92条に規定される地方自治の本旨に反する永原大任町長からの抗議及び要求について、撤回を求めるとともに、本市議会の自律権を守るため、今後本市議会に対する一切の不当な介入を行わないよう永原大任町長に嚴重に抗議するものである。

以上、決議する。

令和7年12月18日

田 川 市 議 会